

13.9.24  
24日



高崎市内の農協関係者  
ら約20人が参加した

## 「実際の登録は半分」

### 地域団体商標、羽鳥氏が解説

特許庁主催の「地域ブランド講習・指導相談会」が12日、高崎市内で開かれ、弁理士の羽鳥亘氏（羽鳥国際特許商標事務所所長）が講演。今年4月にスタートした地域団体商標制度の出願状況に触れ、「（8月24日現在で）全国で582件、県内では5件。もうできた感がある。実際に登録できるのは半分くらいではないか」と述べた。

羽鳥氏は地域団体商標制度の創設背景や「夕張メロン」「小田原蒲鉾」を例に挙げ、従来商標法の問題点を指摘。その後、同制度に関する出願状況や都道府県別の出願件数、品目別の傾向などを解説した。

この中で羽鳥氏は「正

直、この制度に批判的な意見を持つている。出願されたものをみると、本

当に通るのかどうか疑問だ」などと述べた上で、出願者に占める農協系団体が多い点に着目。「出願者全体の2-3割が全農。登録要件などを踏まえると、地域団体商標制度は農協のためにあるといっても過言ではない。しかし、もしある都道府県の商標が全農の出願で認められた場合、全農に加盟する他県の農家が商標を使ったら問題にならないのだろうか」と指摘した。